平成２３年（フ）第２７号
栃木県栃木市大平町西山田142番地２
債務者　須藤　一男
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第３２号
栃木県栃木市惣社町334番地、従前の住所栃木県栃木市大平町西野田595番地３
債務者　篠原　昭博
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午後２時15分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第３９１号
神奈川県鎌倉市由比ガ浜２丁目２番16号　由比ケ浜ハウス105
債務者　永田和雄こと　宋　　陽玉
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０１号
青森市大字大野字山下47番地22　コーポＯＤＡ－Ａ－203
債務者　野澤　真実
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月８日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２号
愛知県豊橋市大橋通３丁目161番地３－Ｃ
債務者　星川　博美
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月23日午後１時45分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第４７号
愛知県豊橋市牛川通１丁目５番地２　105
債務者　種子田千恵美
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第５４号
長崎県佐世保市大潟町250番地１　カーサシティⅡ617号
債務者　石丸久美子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第５６号
長崎県佐世保市江迎町奥川内594番地１
債務者　堀野知江子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第６９号
長崎県佐世保市大野町157番地２
債務者　古場　京子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第８３号
静岡県浜松市東区篠ケ瀬町751番地　ディアス篠ケ瀬Ｃ201
債務者　大澤　信彦
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第９１号
静岡県浜松市東区上新屋町246番地の16　メゾンプリエ101
債務者　松本めぐみ
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第９５４号
静岡県島田市細島1247番地の８、旧住所静岡県藤枝市下藪田274番地の32
債務者　渡瀬　浩道
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９５５号
静岡県島田市細島1247番地の８、旧住所静岡県藤枝市下藪田274番地の32
債務者　渡瀬　晴子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７３号
岡山県玉野市築港４丁目23番８号
債務者　松成　壮一
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０４号
岡山県玉野市御崎１丁目７番13号
債務者　滝口　　薫
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部